

令和6年度 確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）

指 摘 ・ 是 正 改 善 事 項	
給 付	裁定請求書には、法令及び規約に基づく添付書類を提出させること。（規則第33条）
	加入者の資格を喪失した者に対し、脱退一時金相当額の移換に関して必要な事項を説明すること。（令第50条の4第1項・第54条の7・第65条の19第1項・改正前令93条）
代 議 員 及 び 理 事	代議員会における代議員の代理出席について、欠席理由が記載されていない委任状が見受けられたので、適正に行うこと。（事業運営基準2（2）⑤）
資 産 運 用	資産運用委員会の議事の概要の周知について、内容が不十分であるので改めること。（規則第84条の6第3項及び第5項）
	政策的資産構成割合の許容幅を策定すること。（令第45条、規則第83条及びDBガイドライン3（4））
	時価による資産の構成割合が政策的資産構成割合から乖離しているため、資産運用については、運用の基本方針等に沿って運用すること。（令第45条）
	積立金の運用に関する基本方針を作成すること。（令第45条）
	規約の変更であって、軽微なものをしたときは、遅滞なく届け出をすること。（法第7条）
	規約に影響する労働協約等の変更が生じたときは、遅滞なく規約の変更を行うこと。（法第6条及び第7条）
	業務の概況について、加入者に周知すること。（法第73条）
	業務の概況について、毎事業年度1回以上、加入者に周知すること。（規則第87条）
	業務の概況について、毎事業年度1回以上、法令で定める事項を漏れなく周知すること。（規則第87条第1項）
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。（規則第87条第1項第1号中「給付の種類ごとの標準的な給付の額」）
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。（規則第87条第1項第1号及び第4号中「納付時期」）
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。（規則第87条第1項第4号中「納付時期」）

その他	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。（規則第87条第1項第7号）
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。（規則第87条第1項第1号「給付の種類ごとの標準的な給付の額及び給付の設計」）
	業務の概況について、毎事業年度1回以上、法令で定める事項を漏れなく加入者に周知すること。（規則第87条第1項第1号、第3号、第4号、第7号及び第9号）
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく加入者に周知すること。（規則第87条第1項第1号及び第4号）
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく加入者に周知すること。（規則第87条第1項第1号及び第9号）
	業務の概況について、法令で定める事項を漏れなく周知すること。（規則第87条第1項第1号及び第7号）
	業務の概況については、法令で定める方法により周知すること。（規則第87条第2項）
	個人データを扱う従業者は、その役割を明確にしたうえで、業務の遂行上必要な限りにおいて個人データを扱うこと。（個人情報保護法ガイドライン（通則編）8-3）
	個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。（個人情報保護法ガイドライン（通則編）8-4）
	個人データの漏えい等が発生した場合における報告体制を確立すること。（29.5.30年金局長通知）
	個人データを取り扱う従業者に、個人データの適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。（個人情報保護法ガイドライン（通則編）3-3-4）
	特定個人情報ガイドラインを踏まえた取扱規程等を策定すること。（27.10.5年金局長通知第3）
	特定個人情報ガイドラインを踏まえた基本方針や取扱規程等を策定すること。（27.10.5年金局長通知第3）
特定個人情報等について基幹システム又はそれに類するシステムで取り扱う場合にあっては、当該システムは、インターネットと物理的又は論理的に切断すること。（27.10.5年金局長通知第2-1（1）①）	

(別添)

確定給付企業年金監査結果（主な指摘事項）は、根拠法令・通知等の略称を用いて表記しています。

省略前の根拠法令等・通知等	略称
確定給付企業年金法	法
確定給付企業年金法施行令	令
確定給付企業年金法施行規則	規則
確定給付企業年金規約	規約
確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号） （別紙 1）確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準	承認及び認可基準
確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号） （別紙 2）確定給付企業年金の事業運営基準	事業運営基準
確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号・年運発第 0329002 号） （別紙 5）企業年金基金監事監査規程要綱	監事監査規程要綱
確定給付企業年金に係る資産運用関係者の役割及び責任に関するガイドライン（通知）（平成 14 年 3 月 29 日年発第 0329009 号）	DB ガイドライン
総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項（平成 30 年 12 月 27 日事務連絡）	30.12.27 事務連絡
企業年金等に関する特定個人情報の取扱いについて（平成 27 年 10 月 5 日年発 1005 第 2 号） （別紙）企業年金等に関する特定個人情報の取扱い準則	27.10.5 年金局長通知
私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置（平成 29 年 5 月 29 日厚生労働省告示第 211 号）	私的年金分野における個人情報の技術的安全管理措置
個人情報の漏えい等事案が発生した場合の私的年金分野における個人情報取扱事業者の対応について（平成 29 年 5 月 30 日年発 0530 第 5 号）	29.5.30 年金局長通知
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	番号法
特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）	規則（平成 27 年特定個人情報保護委員会規則第 5 号）
個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）	個人情報保護法ガイドライン（通則編）
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）	番号法ガイドライン（事業者編）